

平成23年

秋季全国火災予防運動が実施されます！

11月9日(水)から11月15日(火)まで

全国統一防火標語

『消したはず 決めつけないで もう一度』

市消防本部で実施する主な行事は、次のとおりです。

- ① 広報車などによる火災予防広報
 - ② 大型店舗・危険物施設等への立入検査
 - ③ 空地の枯草除去依頼
- 市民の皆様、ご協力をよろしくお願い致します。

我がまちは自分たちで守る 小松島市消防団 分団員募集中！

分団員は、消防・防災に関する知識や技術を習得し、火災発生時における消火活動、大規模災害発生時における救助・救出活動、警戒巡視、避難誘導などに従事し、市民の生命を守るために活躍しています。

【入団資格】

18歳以上から45歳未満で、



小松島市内に居住、または勤務している方
興味のある方は、市消防課(☎32・0119)、または最寄りの各消防分団までお問い合わせください。

もう取り付けましたか？住宅用火災警報器

6月1日からすべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。

すでに設置済みの方も、定期的に点検をお願いします。

◎住宅用火災警報器の維持管理について

住宅用火災警報器は、火災の発生をいち早く知らせられる大変有効なものです。しかし、火災の発生を知った後の行動が適切でない場合に、被害が拡大してしまいうこともあります。

「いざ」というとき、住宅用火災警報器がちんと作動するために、日頃の点検・手入れなどをしておきましょう。

- ・ 1ヶ月に1回程度、警報器のボタンを押す、ひもを引くなどして作動点検をしましょう。
- ・ 1年に1度、乾いた布でふき取りましょう。

◎住宅用火災警報器が鳴ったとき

まずは周囲を確認して、慌てず行動しましょう。

◆火災の場合

- ・ 火元を確認しましょう。
- ・ 『煙が少し出ている』『炎が少し見える』場合は、消火器などで消してください。
- ・ 『煙が充滿している』『炎が天井まで立ち上っている』場合は、すぐに避難し、周囲に火災の発生を知らせてください。
- ・ 119番通報を忘れずに。

◆火災でない場合

異常がないか周囲をもう一度確認しましょう。

○警報音の止め方

- ・ 警報器に付いている警報停止ボタンや、ひもを引くなどして警報音を止めることができます。詳しくは、取扱説明書を確認してください。

○火災以外でも警報音が鳴る場合の例

- ・ 調理時に大量の煙や湯気が発生したとき。
- ・ くん煙式殺虫剤を使用したり、スプレー式殺虫剤が直接かかったとき。

※住宅用火災警報器が故障した場合などは、お求めになった

販売店やメーカーに問い合わせをしてください。

設置に関するお問い合わせなどは、市消防本部(☎32・0119)または住宅防火推進協議会「住宅用火災警報器相談室」(フリーダイヤル0120・565・911)まで。

